

吉川市パートナーシップ及びファミリーシップの宣誓に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多様性を認め合い、すべての市民が人権を尊重する社会の実現を目指すため、性的指向又は性自認に係る性的少数者の生きづらさや困難さを軽減し、共に生きるためのパートナーシップ及びファミリーシップの宣誓に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) パートナーシップ 次のいずれにも該当し、互いを人生のパートナーとして約する2人の関係をいう。

ア 双方又は一方が性的指向又は性自認に係る性的少数者であること。

イ 相互の協力により継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約していること。

(2) ファミリーシップ パートナーシップにある者の双方又は一方と生計を同じくする子（実子又は養子をいう。以下「子」という。）と家族として協力し合う関係をいう。

(3) 宣誓 市長に対し、パートナーシップ及びファミリーシップの関係にある者として、第4条第1項に掲げる書類を提出し、第6条第1項に掲げる証明書等の交付を受けることをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者（以下「宣誓希望者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する年齢に達していること。

(2) 宣誓希望者の住所が次のいずれかに該当すること。

ア 宣誓希望者双方が市内に住所を有すること。

イ 一方の宣誓希望者が市内に住所を有し、他の一方の宣誓希望者が次条第1項の宣誓書を提出した日（以下「宣誓書提出日」という。）から3月以内に市内に住所を有する予定であること。

ウ 宣誓希望者双方が宣誓書提出日から3月以内に市内に住所を有する予定であること。

(3) 双方に配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む。)がなく、宣誓希望者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。

(4) ファミリーシップの宣誓をする場合にあっては、当該宣誓に係る子が次のいずれかに該当すること。

ア 市内に住所(宣誓希望者と同一の住所に限る。イにおいて同じ。)を有していること。

イ 宣誓書提出日から3月以内に市内に住所を有する予定であること。

2 民法第734条及び第735条の規定は、パートナーシップの宣誓について準用する。ただし、宣誓希望者双方が、パートナーシップを目的に養子縁組している場合は除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓希望者は、次に掲げる書類に、それぞれ自ら記入し、市長に提出するものとする。

(1) 吉川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)

(2) 吉川市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する確認書・承諾書(様式第2号。以下「確認書」という。)

2 第1項に掲げる書類は、氏名に通称名(戸籍の氏名以外の呼称であって、社会生活上通用しているものをいう。)を併記することができる。

3 宣誓希望者の双方又は一方が、第1項に掲げる書類に自ら記入することができないときは、当該宣誓希望者及び市職員の立会いのもとで、これを代筆させることができる。

4 宣誓書及び確認書には、次に掲げる書類(官公署が発行等をした書類にあっては、宣誓をする日前3月以内に発行等をされたものに限る。)を添付しなければならない。

(1) 宣誓希望者の住民票の写し(市内に住所を有する予定である場合にあっては、その事実を確認できる書類)

(2) 宣誓希望者の戸籍の謄本若しくは抄本又は独身であることが確認でき

る書類

(3) ファミリーシップの宣誓をする場合にあっては、次に掲げる書類

ア 宣誓に係る子の住民票の写し（市内に住所を有する予定である場合にあっては、その事実を確認できる書類）

イ 宣誓に係る子が宣誓希望者の実子又は養子であることが確認できる書類

5 市長は、第1項の規定により宣誓書及び確認書を提出した宣誓希望者が本人であることを確認するため、旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）であって当該請求者が本人であることを確認するため市長が適当と認めるものの提示を求めるものとする。

（宣誓の確認）

第5条 市長は、前条第1項に掲げる書類の提出があったときは、第3条各項に規定する要件を満たしているか確認しなければならない。

2 市長は、前項に規定する確認を行うに当たり必要な場合は、宣誓希望者に書類等の提出を求めることができる。

3 市長は、宣誓希望者が確認書において承諾がある場合に限り、宣誓希望者本人に代わって第1項に規定する確認に必要な書類を得ることができる。

（証明書等の交付）

第6条 市長は、第4条第1項に掲げる書類が提出され、第3条各項に規定する要件を満たしていると認めるときは、宣誓希望者に対し、吉川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書（様式第3号。以下「証明書」という。）及び吉川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード（様式第4号。以下「証明カード」という。）を交付するものとする。

2 証明書及び証明カード（以下「証明書等」という。）は、市長が交付し、宣誓希望者双方が揃って受けるものとする。

（証明書等の再交付）

第7条 前条第1項の規定により証明書等の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、紛失、毀損等の事情により証明書等の再交付を希望するとき、吉川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等再交付申請書

(様式第5号。以下「再交付申請書」という。)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出がされたときは、宣誓書の保存期間内に限り、証明書等を再交付するものとする。

(宣誓事項の変更)

第8条 宣誓者は、宣誓書に記載した事項に変更があった場合(次条各号に掲げる場合を除く。)は、吉川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事項変更届(様式第6号)に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(証明書等の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当するときは、吉川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届(様式第7号)に、証明書等を添えて、市長に返還しなければならない。

- (1) 宣誓者の双方又は一方の意思によりパートナーシップ又はファミリーシップが解消されたとき。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (3) 宣誓者の双方又は一方が市内に住所を有しなくなったとき(市内に住所を有する予定である場合にあっては、その予定がなくなったときを含む)。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、第3条各項に規定する要件を満たさなくなったとき。

2 前項第3号の規定は、この要綱に規定する制度と同様の内容の制度を有する他の市町村(市と協定等の締結をした市町村に限る。以下「連携市町村」という。)に転出する宣誓者であって、連携市町村において引き続き宣誓をしようとするものについては、適用しない。

(証明書等の無効)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当すると認めるときは、当該宣誓者の証明書等を無効とするものとする。この場合において、第2号に掲げる事由に該当すると認めるときは、その事由が生じた時以後について、無効とするものとする。

- (1) 宣誓者が虚偽その他不正な方法により証明書等の交付を受けたとき又は証明書等を不正に使用したとき。

(2) 前条の規定に該当したとき。

2 宣誓者は、前項の規定により証明書等が無効とされた場合は、当該証明書等を市長に返還しなければならない。

(連携市町村から転入した場合の手続)

第11条 市長は、宣誓希望者双方（ファミリーシップの宣誓をしている場合にあつては、当該宣誓に係る子を含む。）が連携市町村から転入し、引き続き宣誓する場合にあつては、第4条第4項に掲げる書類の添付を省略させることができる。この場合において、宣誓希望者は、連携市町村から交付された証明書等に相当する書類を提出しなければならない。

(周知啓発)

第12条 市長は、パートナーシップ及びファミリーシップの宣誓の趣旨が十分理解され、社会活動の中で公平かつ適切な対応が行われるよう、市民及び事業者への周知啓発に努めるものとする。

(宣誓書及び確認書の保存)

第13条 市長は、宣誓希望者から提出された宣誓書及び確認書について、宣誓者が第9条又は第10条第2項の規定により返還した日の属する年度の翌年度から起算して3年間保存しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際現に改正前の吉川市パートナーシップの宣誓に関する要綱第6条第1項の規定により交付されている証明書等は、改正後の吉川市パートナーシップ及びファミリーシップの宣誓に関する要綱第6条第1項の規定により交付された証明書等とみなす。